

茅ヶ崎市立柳島小学校 いじめ防止基本方針



令和7年10月
茅ヶ崎市立柳島小学校

はじめに

平成25年9月28日に「いじめ防止対策推進法」が施行され、学校は「学校いじめ防止基本方針」を策定する旨が規定された（第13条）。本校においても、『茅ヶ崎市いじめ防止基本方針』を参酌し、平成26年3月、『柳島小学校いじめ防止基本方針』を定め、いじめの問題に対する基本的な考え方はもとより、未然防止・対処に至る取り組みと年間計画等についても具体を示し、教職員の共通理解を図るための指針としてきた。

今般、法の施行から4年が経過し、国の『いじめの防止等のための基本的な方針』が改定され、その内容を反映させて、『神奈川県いじめ防止基本方針』が改定されたことを受け、『柳島小学校いじめ防止基本方針』を改定することとする。

I 基本的な考え方

1 法律上の「いじめ」の定義

法律上、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条第1項）

※ 法律上の定義についての補足説明

・この「法律上のいじめ」の特徴は、次の点です。

① 痛い・不快などについて、どの程度感じたかは全く関係ない

② 訴える側に落ち度があるかは全く関係ない

つまり、学校の内外問わず、子ども同士のちょっとした口論や悪口、一見些細に思うトラブルであっても、訴える側が痛い・不快と受け止めていれば、全て「法律上のいじめ」になります。

・「法律上のいじめではない」と判断するのに迷いや不安がある場合には、他の職員や茅ヶ崎市教育委員会に確認したうえで判断します。

2 いじめに対する基本的な姿勢

いじめは、学校のみならず、放課後の遊びやSNSなどによるいじめ等の事案も増えてきており、学校・保護者・地域関係機関との連携を図りつつ、一体となって対応することが必要である。その際、次のような共通認識を持って問題に向き合うことが大切である。

・いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重

大な危険を生じさせるおそれがあること。

- ・ いじめは決して許されないこと
- ・ いじめは、大人のいない場所で行われることが多く、発見しにくいものであること
- ・ いじめは、学校や家庭、地域における生活環境や対人関係、様々な背景から、あらゆる場面で起こりうること

Ⅱ いじめの防止等に関する内容

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、本校では次の内容に取り組みます。

1 いじめの未然防止のための取組み

保護者、地域他、関係者との連携を図りながら、次の取り組みを行い、学校全体でいじめの未然防止に努める。

- ・ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・ 自己の役割や責任を果たそうとする態度やより良い人間関係を築こうとする態度等道徳性を育むため、学校外の人々との関わりや集団活動の機会となる体験活動や特別活動の充実を図る。
- ・ 自己有用感・充実感を得られるよう、日頃の授業や行事等特別活動の中で、自己決定の場を用意し、誰もが活躍できる機会を設ける。
- ・ 児童に「いのちの大切さ」を学んでもらうため、学校関係者や地域の方、NPO団体等との連携を通して、理科や保健、総合的な学習の時間等、学校での教育活動の様々な場面において、「いのちの授業」の展開を図る。
- ・ 児童が自主的に行ういじめ防止に資する活動を支援する。
- ・ いじめの防止等に関する職員の資質向上を図るため、いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施する。

2 いじめの早期発見のための取組み

- ・ 定期的な調査として、児童対象のいじめアンケートを年2回実施する。
- ・ 児童・保護者の相談窓口として、次の窓口を紹介・周知する。
 - ①いじめ相談窓口（支援担当）
 - ②市いじめ相談窓口（市青少年教育相談室）への相談
 - ③スクールカウンセラーへの相談
- ・ いじめ被害の疑いがある場合、早期に報告・共有してもらえよう、心の教育相談員、S S Wとの情報共有を密にする。
- ・ ふざけあっているように見えるときや、笑顔のときでも、児童の心は傷ついている場合があることから、教職員は、児童の表情や様子から法律上のいじめ被害の疑いを持った場合は、丁寧にその児童の気持ち・受け止めを確認したうえで、法律上のいじめ事案かどうか判断する。
- ・ 児童の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化を図り、児童とかわかる時間を多くするように努める。

- ・学校評議員、推進協議会、民生委員、児童委員等、保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で児童を見守ってもらい、情報提供を受けられる関係性づくりに努める。

3 いじめの早期解決のための取組み

＜初動＞

- ・教職員がいじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合や、緊急で現場に駆け付けた場合は、すぐにその行為をやめさせ、その場で対応できる教職員が、できる範囲で、個別の聞き取り、指導等を行う。対応後は「いじめ防止検討会議（緊急開催・学年）」に経過を報告し、対応に不備がないか確認を受けるとともに、その後の対応を引き継ぐ。
- ・教職員がいじめに係る相談を受けた場合は、「いじめ防止検討会議（緊急開催・学年）」に相談内容を報告・共有し、対応を引き継ぐ。

＜指導＞

- ・いじめを行った児童に対しては、相手を傷つけることは許されないことを指導する。また、その背景・動機については丁寧に寄り添い、自身の気持ちや思いを、相手を傷つけない形で伝えたり、解消させたりする適切な方法を一緒に考え、より適切な手段を身につけさせるように働きかけ、再発防止を図る。なお、法律上のいじめに当たると判断した場合も、「いじめ」という言葉を使わず指導することもある。
- ・はやしたてたり、同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを指導する。
- ・いじめを見ていた児童等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- ・具体的な実践事例の提供や、道徳教育に関する教職員の指導力向上のための研修を推進する。

＜支援＞

- ・いじめを受けた児童が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、必要な措置を講じる。
- ・事案の背景に家庭環境や児童の特性等がある場合は、当該家庭に共有・相談し、支援を行う。支援の上で、関係機関等との連携が必要な場合は拡大ケース会を開催する。

＜その他＞

- ・認識のずれから、いじめの当事者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報については、各当事者に同様の内容を報告・共有するよう努める。
- ・いじめ事案の内容によって学校が必要と認めたときには、市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- ・校内研修や職員会議を通して、全職員がいじめの態様や特質等について共通理解を図る。
- ・児童生徒指導担当者会において、担当教員の資質向上及び指導力の向上を図るとともに研修内容を教職員内で共有する機会を設け、学校の対応力の向上を図る。

4 インターネット上のいじめへの対応

- ・これからの情報時代に生きる子どもたちにとって、情報活用能力は不可欠なものであることから、インターネット利用を禁止するのではなく、賢く使う力を身につけさせる報告で指導にあたる。
- ・インターネットを通じて行われるいじめを防止し、児童及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行う。
- ・発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、トラブルが発生したときには特に迅速な対応をする。

5 いじめの解消

単に謝罪をもって安易にいじめの解消と判断せず、次の枠組みで判断する。

- ①客観面：法律上のいじめにあたる加害行為が相当期間（3か月が目安）再発していないこと。
- ②主観面：「解消した」と判断する時点で、対象児童が被害のことで心身の苦痛を受けていないこと。（個別のケアの必要はもうないか）

以上の枠組みに従い、いじめを受けた子ども及びいじめを行った子どもの状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、子どもとの対話を深めることなどを通じて、いじめの再発が起きていないか、丁寧に見守り、判断を行う。

Ⅲ「いじめ防止検討会議」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止検討会議」を設置し、4半期に1回程度、定例会を開催する。

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催する。

1 定例会

（1）構成

管理職、総括教諭、児童指導担当、学年代表 教育相談コーディネーター、教育相談担当者、養護教諭

＊検討事項に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し校長が任命する。

（2）活動内容

- ・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正

2 緊急開催時

（1）構成

いじめの発生が疑われる学年の職員

＊対応の経過・結果は、コーディネーターに随時報告する。またコーディネーターは適宜管理職に報告する。

＊事案の内容や、対応経過等から、学年の職員のみでの対応が困難な場合は、管理職に報告・相談する。

＊校長が事案内容に応じて、他の教職員や、依頼可能な専門家等の参加を柔軟に検討し任命する。

(2) 活動内容

- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定・報告

IV 重大事態への対処

重大事態については、国の示した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に従って、適切に対応する。

1 重大事態の判断

- ・いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- ・いじめを受けていた児童が、そのため相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合

2 重大事態認知時の初動

学校は市教育委員会に重大事態発生の旨を報告し、その指示を仰ぐ。

3 重大事態の調査

市教育委員会が学校主体で調査をすると判断したときは、次の組織を発足し、重大事態調査を開始する。

(1) 「いじめ緊急調査委員会」の構成

管理職、児童指導支援総括教諭、児童指導担当者

＊事案内容により構成員については市教育委員会と検討し、校長が任命する。

＊構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

(2) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査。
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明。
- ・茅ヶ崎市教育委員会への調査結果報告。
- ・いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果を報告する。
- ・調査結果については、いじめを受けた児童およびその保護者の意向等を踏まえて、特段の支障がなければ公表を行う。

V その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に自校の取組みを評価する。

- ・いじめの早期発見に関する取組みに関すること
- ・いじめの再発を防止するための取組みに関すること